

広 告 掲 載 取 扱 要 領

「京都市消防局ホームページ」トップページへのバナー広告掲載について、次のとおり実施することとし、広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体	ホームページの名称	京都市消防局ホームページトップページ
	ホームページアドレス	https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/
	ホームページの内容	防火・防災情報の発信
	アクセス数	月間アクセス件数：約 22,498件 (令和6年度中の平均値。このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。)
広告の規格	広告掲載位置	トップページの下部 (個別の位置については指定できません。)
	広告データ	縦60ピクセル×横140ピクセル ファイル形式は、G I F (アニメ不可、透過型不可) 又はJ P E G データ容量は、20キロバイト以内
	枠数	18枠
	その他の仕様	・ バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 ・ A L T属性は自由に設定することができます。 ・ 点滅、切り替わりの他、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・ 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・ 解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・ 「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、ユーザビリティ(使いやすさ)アクセシビリティ(利用のしやすさ)に配慮してください。 ・ 利用者が消防局ホームページのコンテンツの一部であると混同しない表現としてください。 ・ バナーは申込者が作成してください。 ・ 広告枠に、次の文章を掲載します。 「(注意)本市の財源確保のための広告を掲載しています。広告をクリックすると別ウィンドウを開いて外部サイトへリンクします。広告内容に関する質問等につきましては、直接、広告スポンサーにお問合せください。」
掲載条件	広告料金(税込み)	1枠当たり月額5,000円 (原則として、毎月1日からの月末日までの1か月を単位とし、1か月に満たない場合も1か月分の広告料をいただきます。)
	広告掲載期間	令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)までの期間中、任意の期間を指定できます。
	広告原稿の入稿期限	掲載開始の7開庁日前 ※開庁日とは、土・日曜、祝日、年末年始を除く京都市の開庁日をいいます。

	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告掲載者側において作成し、完全データで入稿してください。
掲載基準	関係規程 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
申込手続等	申込資格	広告主及び広告代理店等とします。 その他の申込資格の詳細は、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000124940.html)を確認してください。
	申込方法	所定の広告掲載申込書に必要事項を記載のうえ、以下の申込先に提出してください。 郵送等の場合は、申込期間内必着とします。 なお、京都市競争入札参加資格のない方については、原則として必要書類を提出してください。詳細は京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を確認し、申込書と併せて御提出ください。
	申込期間	令和7年2月13日(木)から全枠決定するまで。 書類の受付は、本市の休日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)行います。
	広告掲載者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ、先着順で決定します。
その他	その他の留意事項	・ 広告掲載に当たっては、関係規程、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。広告掲載に関する契約条件については、京都市広告事業のホームページ「申込手続き等について」を参照してください。 ・ 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、広告料を一括納付してください。(分割不可) ・ 広告データについては、広告原稿の入稿までに事前に審査を行います(内容により修正等をお願いする場合があります)。また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 広告内容等が、広告の規格等から逸脱している場合は、広告内容等を変更してください。変更に応じない場合は、広告を取り消すことがあります。 ・ 同一内容の広告を、同一期間に複数掲載しないようにしてください。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差替えが可能です。(差替えを行う場合は新しいデータを用意してください。) ・ 掲載中の広告の取り下げは、書面にて受け付けます。ただし、広告料は原則として返還しません。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還しません。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告掲載者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告掲載者の責任及び負担において解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。

	お申込み・お問合せ先	京都市消防局総務部総務課（担当：兼村、臼井） 〒604-0931 京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地の2 電話番号 075-212-6630 FAX番号 075-251-0062 Eメール shobokyoku@city.kyoto.lg.jp
--	------------	---